# 環境関連条例の制定・改正について

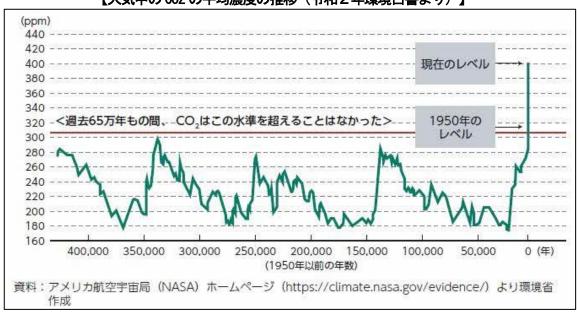
令和3年(20201年) 1月28日(木) 二セコ町企画環境課

## 1 条例制定・改正の背景

## (1) 脱炭素化(ゼロカーボン)を取り巻く情勢

・近年、地球温暖化が急速に進行し、深刻な気象災害が多発するなど、地球規模で環境の危機が進行。その大きな要因は、産業革命以降急激に増加した温室効果ガスにあるといわれている。

## 【大気中の002の平均濃度の推移(令和2年環境白書より)】



- ・地球温暖化が進行すると、気温上昇のほか、気象の変化・変動が激しくなるといわれており、近年は大規模な自然災害が国内外で多発。こうした気候変動は「気候危機」とまで言われている。
- ・気候変動問題に対応するため、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、森林などによる二酸化炭素の吸収効果とのバランスを達成する、つまり温室効果ガスの排出量を実質ゼロ(ゼロカーボン) にしていくための対策が今、世界的な潮流として求められている。

### (2) ゼロカーボンに向けたニセコ町の取組

- ・町では、令和2年(2020年)7月、「二セコ町気候非常事態宣言」を行い、その中で、2050年に 温室効果ガス等の排出実質ゼロを目指すことを表明。
- その際、「緩和」と「適応」を両輪とする気候変動対策を推進していく旨を明示。

# 【気候変動対策を推進するにあたっての本町の考え方】

温室効果ガスの排出を抑制する「**緩和**」と、既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対処して自然や社会のあり方を調整する「**適**応」を両輪とする取組を推進。

- (1) 気候変動への「緩和」方策
  - ・<u>アクションプランに掲げる「温室効果ガスの排出量を 2015 年比で 2050 年までに 86%</u> 削減する」目標に向けた具体的な取組を着実に推進する。
  - ・残りの 14%については、プランには位置づけていない、森林の適切な管理の推進による二酸化炭素の吸収量(現在算定中)などにより相殺し、排出量を実質ゼロとする。
- (2) 気候変動への「<u>適応</u>」方策 今年度末を目途に、取組の方向性を整理し、「気候変動適応方針」として取りまとめる。
- ・温室効果ガスの排出抑制に向けた取組の一環として、今回、新たなルール(条例)を制定する。

## 2 ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例(素案)の概要

### (1)条例の目的

- ・町では、温室効果ガスの排出削減と、町外から調達しているエネルギーを地消地産することで地域経済の活性化を図るという観点から、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー事業に対し、環境への適切な配慮と地域との共生をしっかり求めつつ、再生可能エネルギーの利用は積極的に推進していきたいと考えている。
- ・そこで、再生可能エネルギー事業を推進するにあたっての指針を定めるとともに、再生可能 エネルギー事業を実施しようとする事業者に対し、届出などの手続きを求める一方で、持続 可能な地域づくりに貢献するような事業に対しては町が認定・支援する旨を定める条例を、 新たに制定する。

## (2)条例の対象となる事業の範囲、規模

再生可能エネルギー事業全般(ただし、届出の対象については(4)のとおり。)

### (3) 再生可能エネルギー設備の設置を制限する区域

災害の防止、良好な自然環境等の保全又は再生可能エネルギー事業の地域との共生といった 観点から、特に配慮が必要と認められる次の地域を「抑制区域」として設定し、事業者に対し 事業区域に含まないよう求めることができることとする。

#### 【抑制区域】

- (1) 地すべり防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律 第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
- (4) 森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の保安林

# (4) 事業者に義務付ける手続き

・町の区域内において再生可能エネルギー事業を行おうとする次の事業者に対し、事業着手前 の届出、届出に先立って町長への協議と住民説明会の開催を義務付ける。

### 【届出の対象】

10 キロワット以上の定格出力をもつ再生可能エネルギー設備(ただし、建物の屋根や屋上、壁面に設置するもの、家庭用のものを除く。)を設置しようとする事業者。

・届出後にあっては、町との協定の締結に向けた協議のほか、工事完了届の提出、事業の実施 状況や、事業を終了した場合の設備撤去の完了に至るまで、報告を求めることとする。

### (5) 地域振興型再生可能エネルギー事業の認定

住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を目的とし、かつ、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業のうち、特に持続可能な地域づくりに資すると認められる事業を認定するとともに、町が必要な助言や支援をすることができる旨を規定する。

### (6) 再生可能エネルギー事業の適切な促進を図るための指針

再生可能エネルギー事業の適切な促進を図るため、次の事項の指針を、別途定めることとする。

### 【指針に定める事項】

- (条例の目的達成に向けた町の考え方を明確にするため) 地域における再生可能 エネルギーの利用の促進と持続可能な地域づくりに関する方針
- (2) (届出を行おうとする事業者に対する助言の考え方を明確にするため) 地域と調 和した手法による再生可能エネルギー事業の実施に関する基本的事項
- (地域振興型再生可能エネルギー事業(以下「地域振興型事業」という。) の認 定基準を明確にするため)町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を 目的とする事業に関する基本的事項
- (再生可能エネルギー事業の推進に当たり) 生活環境等に関して配慮すべき事項 (4)

## (7) 施行時期

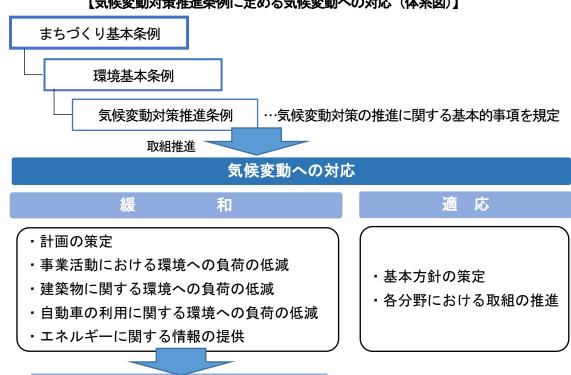
令和3年4月制定、令和4年4月施行を予定。

# 3 ニセコ町気候変動対策推進条例の制定に向けて

### (1)条例の目的

気候変動への対応を次のとおり体系的に整理し、「緩和」と「適応」を両輪とする取組を計画 的かつ具体的に進めていくことで、気候変動への対応、特に脱炭素社会の実現に寄与すること を目的としている。

### 【気候変動対策推進条例に定める気候変動への対応(体系図)】



脱炭素社会の実現

## (2) 気候変動の緩和(地球温暖化対策)

### ア 事業活動における環境への負荷の低減

- ・町は、施設・設備の省エネ化や再生可能エネルギーの利活用など、事業活動における環境への負荷の低減を図るための取組を実施しようとする事業者と、協定を締結することができる旨を規定。
- ・町は、その事業者の取組に対し、助言や支援などのバックアップを実施する。

### 【助言や支援の一例】

- ・協定締結や支援を受けるに当たっての計画策定に対する助言(コンサルタントの派遣など)
- ・省エネ診断の実施(診断に要する経費は町で負担。令和2年度から試験的に先行実 施。)
- ・計画に基づく省エネ改修などの取組に対する助成(助成制度は令和3年度以降に構築。将来的には、ホテル等を対象に宿泊税を充当することも想定。)

### イ 建築物に関する環境への負荷の低減

建物を新築・改築する際に、省エネルギー性能が高い建物へ誘導するため、建築主に対し、 建物のエネルギー性能の評価や、太陽光パネルなど再生可能エネルギー設備の導入について 検討を行い、その結果を町へ届け出るよう義務付けることとする。

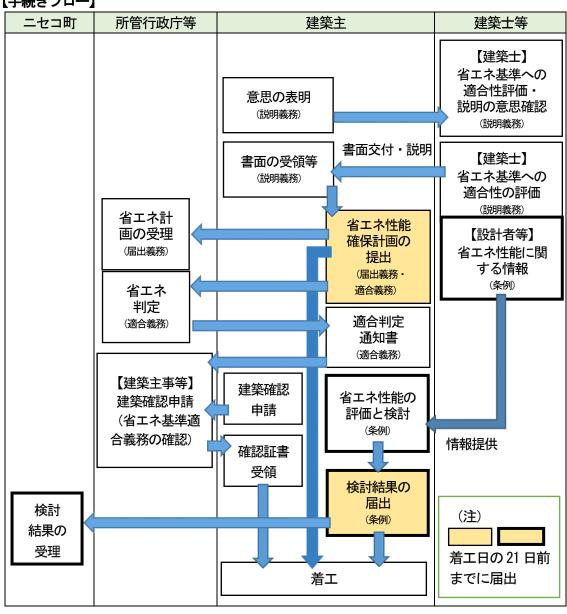
## ※改正建築物省エネ法(2021年4月施行)との関係について

- ・改正建築物省エネ法では「<u>建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために</u> <u>必要な措置を講じるよう努めなければならない</u>」(法第6条) と規定。(特定建築物に関しては義務付け。)
- ・一方、300 m以下の小規模建築物に関しては、<u>建築士に対し、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する評価と、建築主への評価結果の説明義務を課している</u>ものの、建築主から評価及び説明を要しない旨の意思の表明があった場合は適用を除外している。 (法第27条)
- ・しかしながら、町としては、省エネ性能の高い住宅の普及促進を通じて、環境への負荷の 低減と、(そうした住宅建設の技術を地元事業者が習得し受注機会を伸ばすことによる) 地域経済の活性化を図っていきたいと考えている。
- ・このため、本条例では、改正建築物省エネ法には抵触しない形で、建築主に対する検討の 実施と町への届出を規定する方針。
- ・また、建築物省エネ法では、地方公共団体が、建築物エネルギー消費性能基準に、必要な 事項を付加することを許容している(法第2条第2項)。ただし、これを条例の制定と同 時に求めるのは、建築主(主に町民)にとってかなりハードルが高く、現実的ではない。 (そもそも、条例の目的は規制の強化ではなく、検討を促すことによりエネルギー消費性 能の高い建物へと誘導すること。)よって、現時点では、建築物エネルギー消費性能基準 に独自の上乗せ規定などの付加は行わない。

# 【規制措置 (比較)】

	建築物省エネ法		ニセコ町
	特定建築物(住宅を除く)	住宅	気候変動適応条例
大規模	・省エネ基準への適合	・省エネ基準への適合	・省エネ性能の評価と
(2, 000 m²	【義務】	【努力義務】	検討(建築主)【義務】
以上)	(適合していないと建	・省エネ性能確保計画の届出	・検討結果の届出
	築確認が行われず、着	【義務】	(建築主)【義務】
中規模	エできない)	(計画が基準に適合せず、	
(300 m以上		必要があると認める場合、	
2,000 ㎡未満)		所管行政庁の指示・命令可)	
小規模 (300 ㎡ <del>未</del> 満)	・省エネ基準への適合【努力義務】		
	・省エネ基準への適合性の評価と評価結果の説明(建築		
	士→建築主)【義務】	(適用除外あり)	

## 【手続きフロー】



## ウ 自動車の利用に関する環境への負荷の低減

自動車の利用者に対し、公共交通機関の利用、必要な整備や燃費向上に資する適切な運転、アイドリング・ストップの実施、ハイブリッド車など温室効果ガスの排出量がより少ない自動車の選択などに努めるよう規定する。

### エ エネルギーに関する情報の提供

町内で電気やガス、燃料などのエネルギーの供給を行う者に対し、地球温暖化を防止する対策を推進するため、町内に供給するエネルギーに関する情報の提供を求めることができる旨を規定する。

### (3) 気候変動への適応

- ・気候変動の影響による被害の回避・最小化や、気候変動に適応するための取組を推進していく ため、気候変動適応に関する方針を策定する。
- ・具体的な取組は、各分野(農林業、経済・産業活動、自然生態系、自然災害、健康・生活)に おける計画(例えば農業であれば農業振興ビジョンなど)に盛り込み、実施していく。

### (4)条例の制定・施行時期

令和3年10月制定、令和4年10月施行を予定

(令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、条例素案を取りまとめるにあたり町内の事業者や住民(特に建物の低炭素化の関係では、建主として町へ届出を行う主体となる)の意見を広く伺う機会を設けることができなかった。このため、令和3年度の早い時期に、町内において意見聴取を行い、10月の条例制定に向け、準備を進めていく。)

## 4 その他

- ・温室効果ガスの排出抑制に向けた取組の一環として、他に、「ニセコ町自転車の適切な利用を促進する条例」の制定、「ニセコ町環境基本条例」の改正も予定しており、現在、「ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」と併せて、条例素案の公告縦覧と意見募集を実施中。(令和3年2月10日(水)まで)
- ・また、現在、気候変動適応に関する方針の策定作業を進めており、2月後半から3月上旬にかけて方針素案の公告縦覧・意見募集を実施する予定。